

(別紙)

神戸市港湾局

委 託 仕 様 書

(RE-KOBE スペシャリスト選定事業)

1 委託業務の期間

契約締結の日から、令和3年3月31日まで。

2 委託業務の実施場所

神戸市及び神戸周辺地域

3 本委託事業の目的

神戸港は、ラグジュアリー、プレミアムクラスの外国籍船・日本籍船が多く入港していることが大きな特徴である。これらのクルーズの乗船客は、何度も日本周遊クルーズに乗船し、神戸にも既に来たことがある乗船客が多い。

リピーターの乗船客は、神戸の代表的な観光地には既に足を運んでいる状況であると想定した上で、そんな乗船客にも楽しんでもらえる、神戸ならではの旅の思い出を作ることができる寄港地観光を船社から求められている。船社と乗船客のニーズに応えるためには、神戸ならではの各分野に精通した専門家が企画・提案する創造的な寄港地観光を創出していく必要がある。

さまざまな分野の観光があるなかで、本事業は、今年度はテーマを食に限定して、食べるだけでなく、原材料、産地、歴史、製造法、道具等についてなど、目と舌が肥えた乗船客をうならせるような新たな切り口で、神戸でしか経験できない新たな観光を企画・提案、実行できる専門家を発掘し、「スペシャリスト」として選定及び企画案(概略)を採択することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 「スペシャリスト」資料作成

スペシャリストが案内する寄港地観光を船社等に推薦する際に使用するPR資料を、応募時に提出した企画提案書を元に1名当たりA4一枚作成すること。(デザインを含む)

資料には、スペシャリストの強みや案内予定内容・場所及び経歴などのプロフィール等を記載すること。

作成にあたり、内容の確認、修正等の委託者との打ち合わせを1回以上行うこと。(オンライン可)

なお、納品はデータ(ExcelまたはWord、PowerPoint)とすること。

5 留意事項

- ・作成資料の著作権は、神戸市に帰属する。また、必要な範囲において、神戸市が本著作物を掲載、修正、改変、編集することを許諾する。
- ・但し、受託者が営業目的のために利用、掲載、改変することを妨げるものではない。
- ・本事業は、受託者にスペシャリストとの専属契約を求めるものではない。
- ・受託者は、スペシャリストに対し、神戸市等がクルーズ客船の観光ツアーを直接依頼することを妨げない。
- ・契約に定めのない事項については、誠意をもって対応し、協議に応じること。
- ・仕様書に定めのない事項については、別途協議の上、決定する。

以上